

社会福祉法人西予市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

平成 27 年 4 月 23 日

職員が仕事と生活を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 実施期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間

2 内 容

目標 1 法を上回る取組みとして育児休業取得期間を 3 歳とし、積極的に制度を利用してもらうことで、出産・育児を理由とした退職者をなくし女性職員の定着率を向上させる。

<対策>

- ・平成 27 年 4 月～ 育児休業中の取得者と法人のコミュニケーションの方法を検討する。
- ・平成 27 年 6 月～ 決定事項を掲示し情報共有する。

目標 2 1 月 1 日在籍の正職員、嘱託職員については、勤続年数に関わらず年次有給休暇を 20 日間付与し、1 時間単位で取得可能とすることで、子どもの学校行事等の短時間も利用しやすくし、年次有給休暇の取得促進を図る。

<対策>

- ・平成 27 年 4 月～ 四半期に一度、年次有給休暇の取得実績の現状調査をおこなう。
- ・平成 27 年 7 月～ 部署間で取得の偏りが出ないようにシフト調整に努める。

目標 3 急な休みにも対応できるよう業務のサポート体制を強化することで、1 時間単位で取得できる「子の看護休暇」の申し出しやすい環境づくりをおこなう。

<対策>

- ・平成 27 年 4 月～ 業務のサポート体制の調査をおこなう。
- ・平成 27 年 7 月～ サポート体制強化のための法人内研修を強化する。